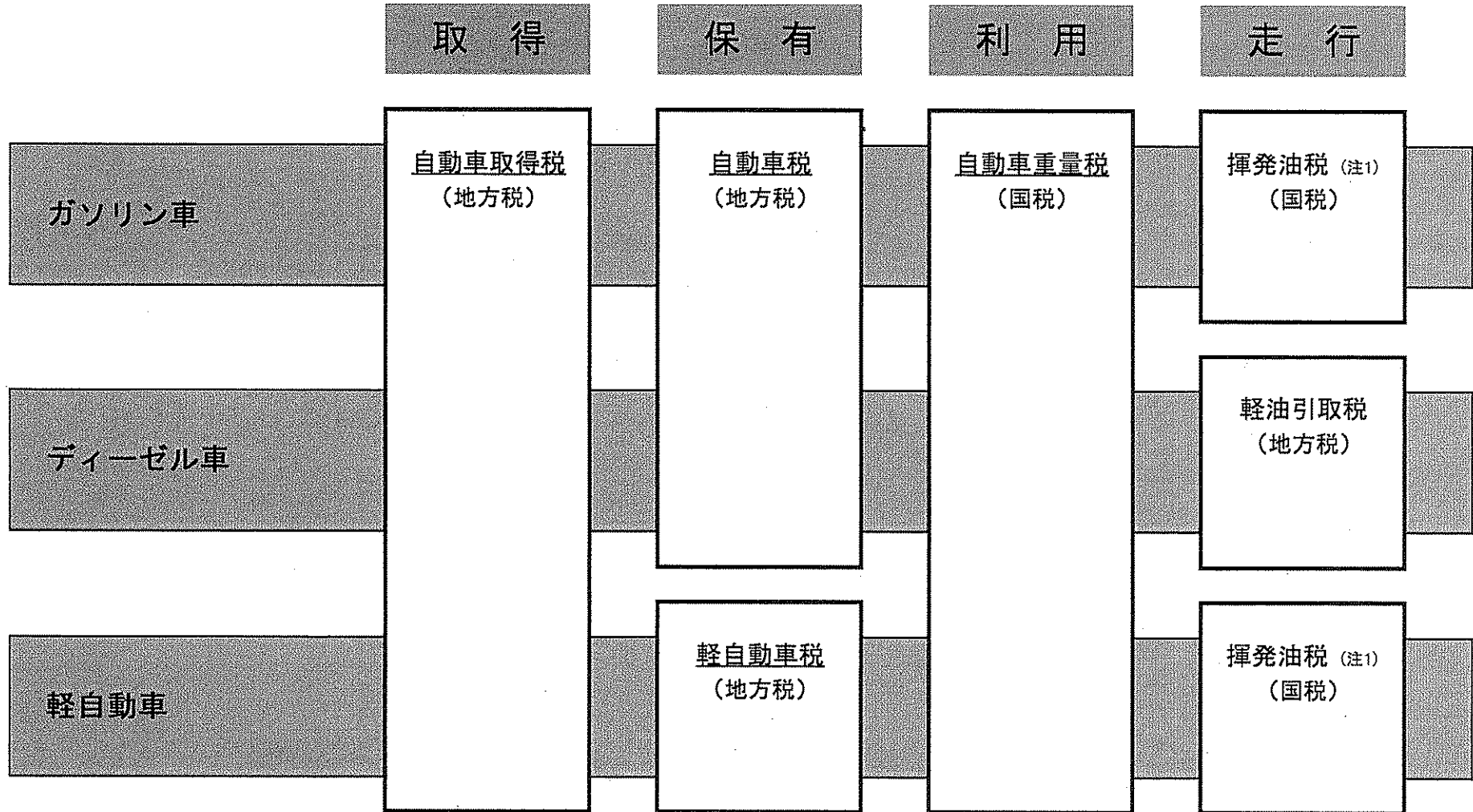


自動車関係税制の概況等

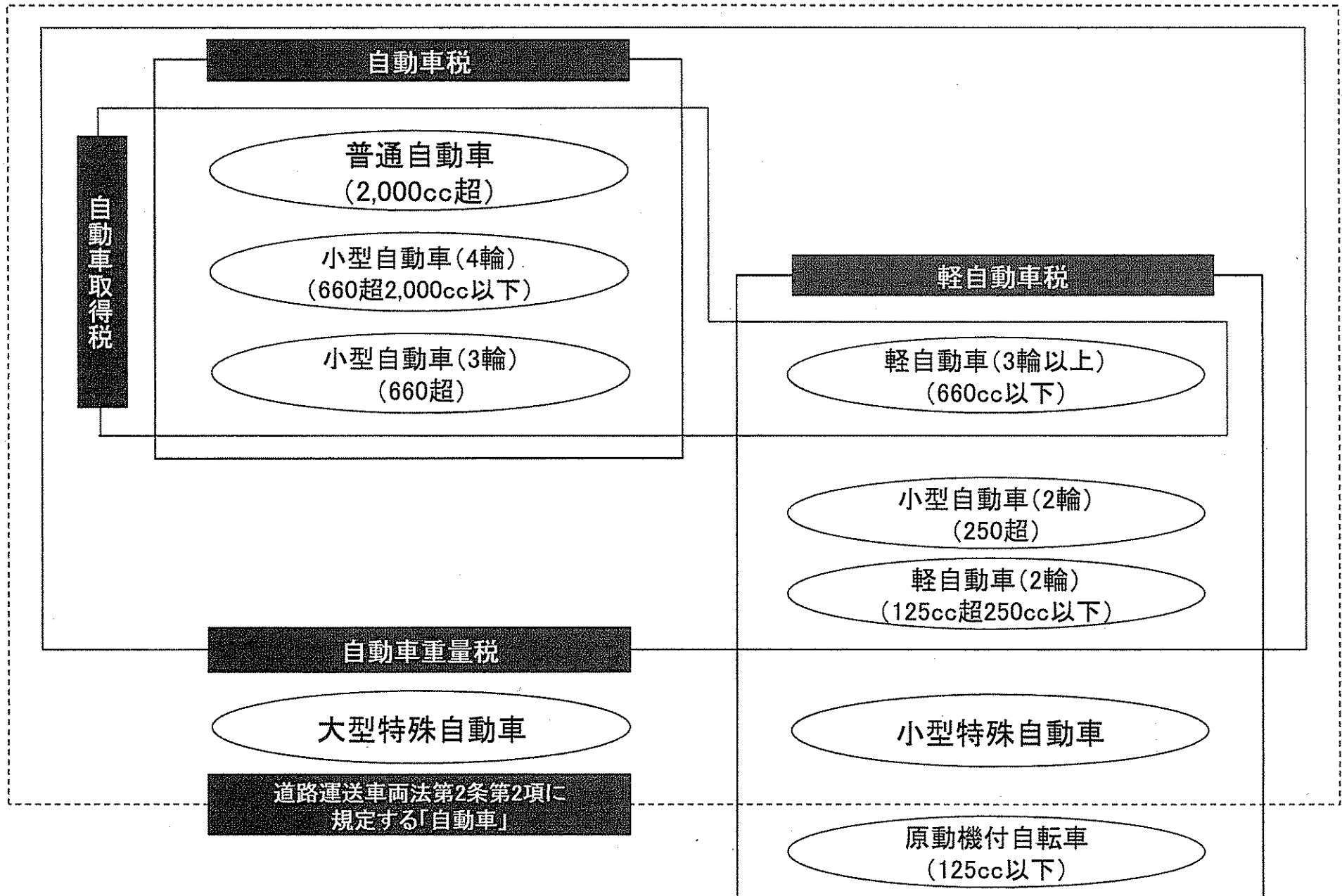
自動車関係諸税



注1 地方揮発油税（国税）も併せて課税されている。

注2 下線を付した税目は、車体課税。

車体課税の関係図



国・地方の自動車関係諸税・エネルギー関係諸税の内訳

(単位：億円)

税 目		税 率	25年度	備 考	
国	燃料課税	揮発油税	(当分の間の税率) 48.6円/ℓ (本則税率) 24.3円/ℓ	25,660	
		石油ガス税	(本則税率) 17.5円/kg	110	
		石油石炭税	<原油、石油製品> (特例税率) 2,800円/kg (本則税率) 2,040円/kg <天然ガス、石油ガス等> (特例税率) 1,860円/t (本則税率) 1,080円/t <石炭> (特例税率) 1,370円/t (本則税率) 700円/t	6,500	
		航空機燃料税	(特例税率) 18,000円/kg (本則税率) 26,000円/kg	500	
		電源開発促進税	(本則税率) 375円/1,000kwh	3,300	
課税	車体	自動車重量税	<自家用乗用> (当分の間の税率) 4,100円/0.5t年(2015年度燃費基準等未達成車), 5,000円/0.5t年(13年超経年車), 6,300円/0.5t年(18年超経年車) (本則税率) 2,500円/0.5t年	3,860	
地方	燃料課税	軽油引取税	(当分の間の税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	9,233	
		地方揮発油譲与税	<地方揮発油税> (当分の間の税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	2,756	・地方揮発油税収の全額
		石油ガス譲与税	<石油ガス税> (本則税率) 17.5円/kg	110	・石油ガス税収の2分の1
		航空機燃料譲与税	<航空機燃料税> (特例税率) 18,000円/kg (本則税率) 26,000円/kg	140	・航空機燃料税収の9分の2
	車体課税	自動車取得税	(当分の間の税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	1,900	
		自動車税	(例) 乗用車(2,000ccクラス) (自家用) 39,500円	15,497	
		軽自動車税	(例) 軽乗用車 (自家用) 7,200円	1,852	
		自動車重量譲与税	<自動車重量税・自家用乗用> (当分の間の税率) 4,100円/0.5t年(2015年度燃費基準等未達成車), 5,000円/0.5t年(13年超経年車), 6,300円/0.5t年(18年超経年車) (本則税率) 2,500円/0.5t年	2,696	・自動車重量税収の1,000分の407

(注1) H25予算・地方財政計画ベース。計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

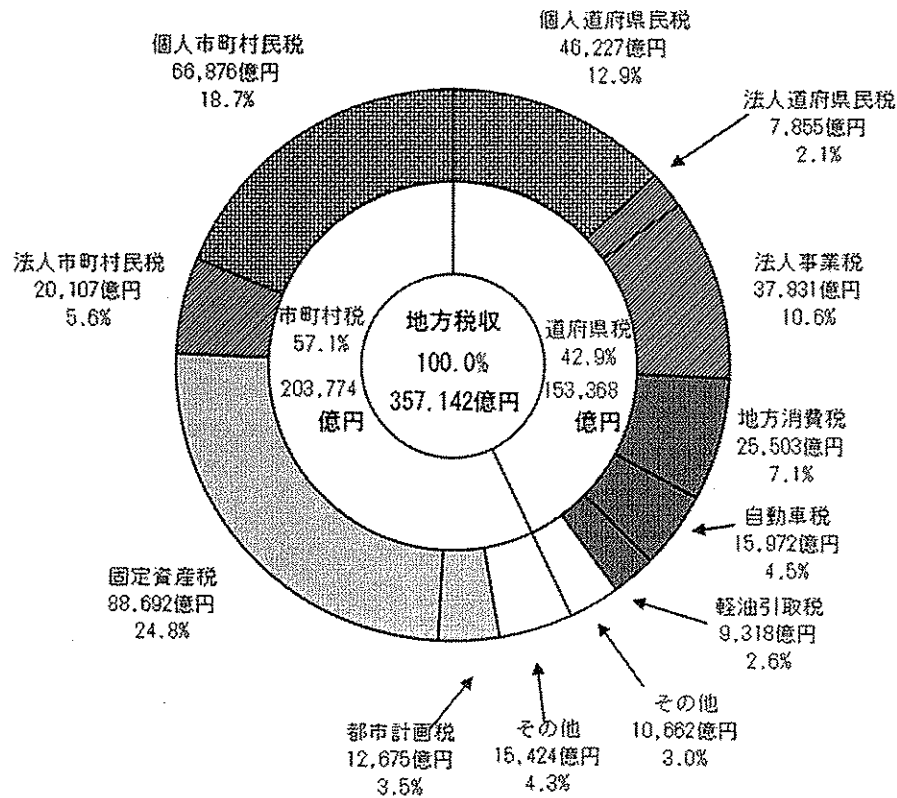
(注2) 石油石炭税に係る特例税率は、平成28年4月1日以降の税率。石油石炭税に係る「地球温暖化対策のための課税の特例」の適用は平成24年10月1日からあり、次のとおり経過措置が講じられている。

【平成24年10月1日から】	<原油、石油製品> 2,290円/kg	<天然ガス、石油ガス等> 1,340円/t	<石炭> 920円/t
【平成26年4月1日から】	<原油、石油製品> 2,540円/kg	<天然ガス、石油ガス等> 1,600円/t	<石炭> 1,140円/t
【平成28年4月1日から】	<原油、石油製品> 2,800円/kg	<天然ガス、石油ガス等> 1,860円/t	<石炭> 1,370円/t

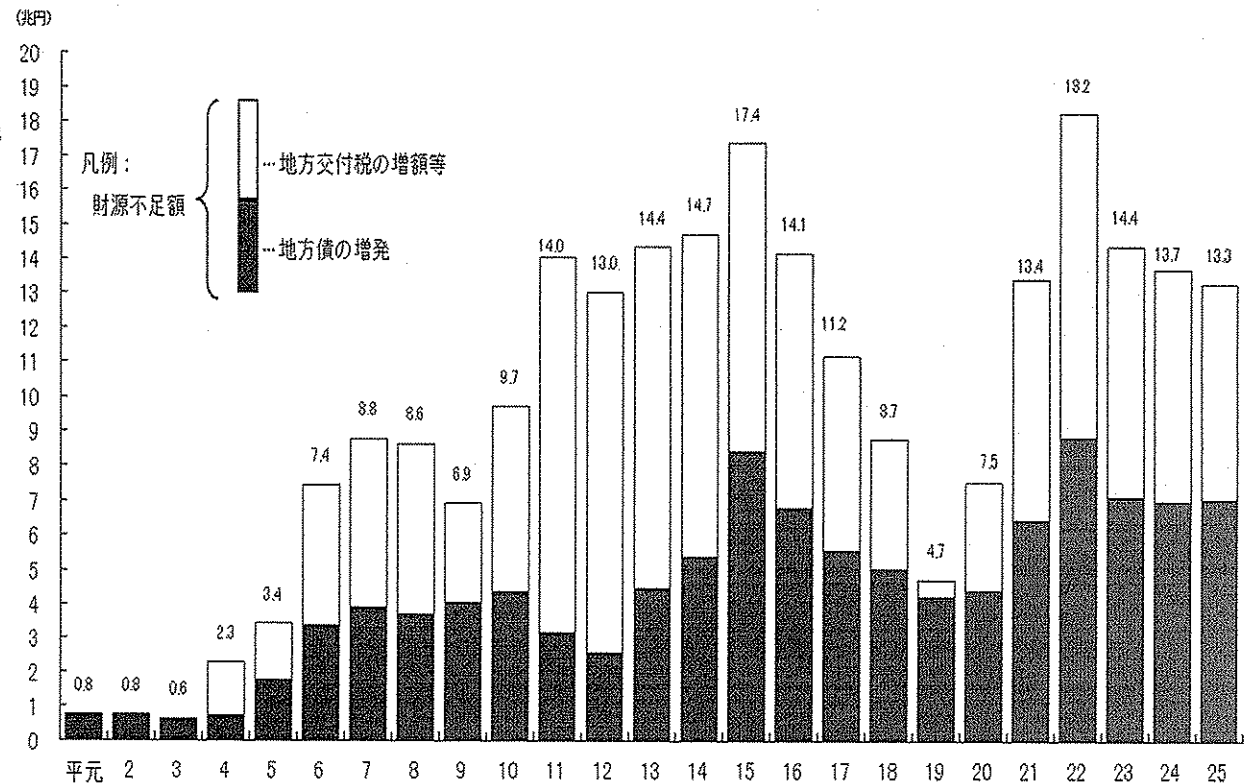
地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 地方税収は35.8兆円であるが、地方財政はその約4割に相当する巨額の財源不足(㊤13.3兆円)が生じている。
- 引上げ分の消費税収の地方分(4.2兆円程度)のうち、今後の社会保障の充実等による影響分(0.95兆円程度)を除いた額のうち、交付団体分の増収分だけ地方の財源不足額が抑制されるもの。
- したがって、具体の代替財源のないままに地方税を軽減する余裕はない。

地方税収の構成(平成23年度決算額)



地方財政の財源不足の推移



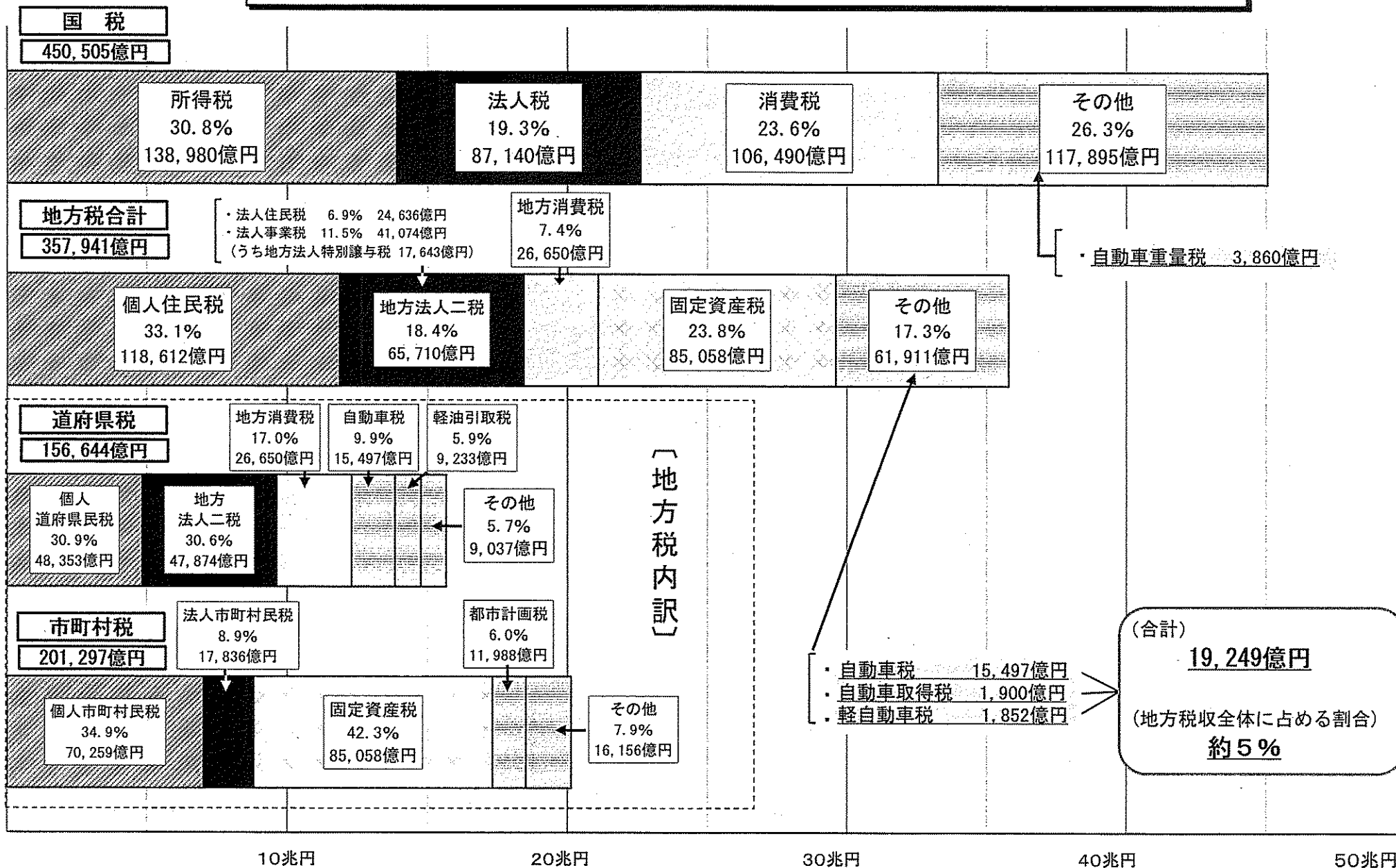
(注) 財源不足額及び補填措置は、補正後の額である(平成25年度は当初)

自動車取得税・自動車重量税と地方財政

- 自動車重量税及び自動車取得税の収入のうち、半分強（5,000億円）は、地方の財源（特に市町村にとって貴重な安定財源）。

平成23年度決算		(参考) 平成19年度決算 (エコカー減税導入前)	
<自動車重量譲与税>			
自動車重量税 (国税)	<u>7,551億円</u>	$\xrightarrow{407/1,000}$	(市町村分) 3,073億円 (参考) 3,692億円
<自動車取得税交付金>			
自動車取得税 (都道府県税)	<u>1,678億円</u>	$\xrightarrow{95/100 \times 7/10}$ + (指定市管理の 国県道分)	(市町村分) 1,153億円 (参考) 2,960億円 【(都道府県分) 525億円】 【(参考) 1,287億円】
計 <u>9,229億円</u> ⑱決算 15,345億円		地方財源 4,751億円 (うち都道府県分 525億円) (うち市町村分 4,226億円)	計 7,939億円 (1,287億円) (6,652億円)

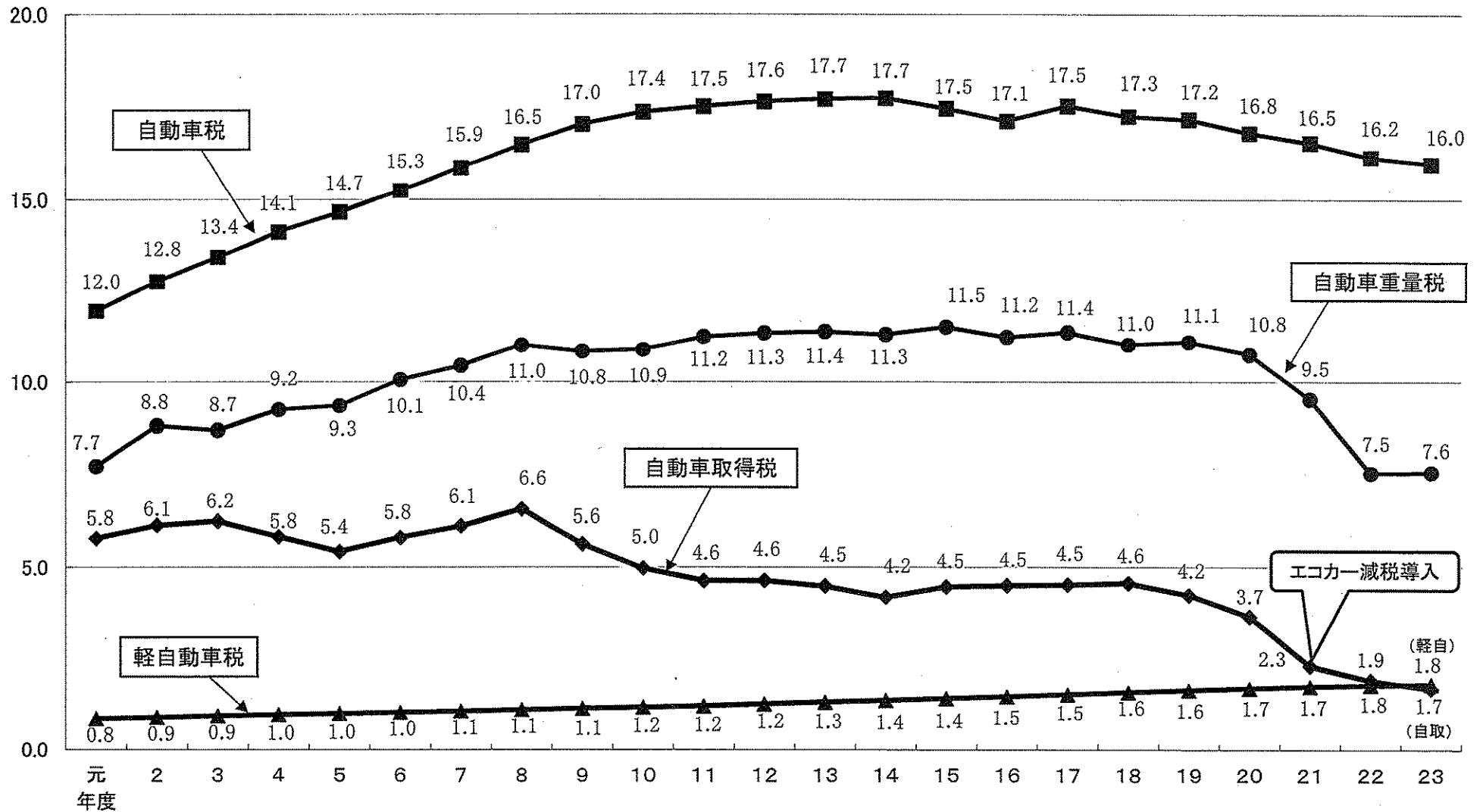
国税・地方税の税収内訳（平成25年度予算・地方財政計画額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。

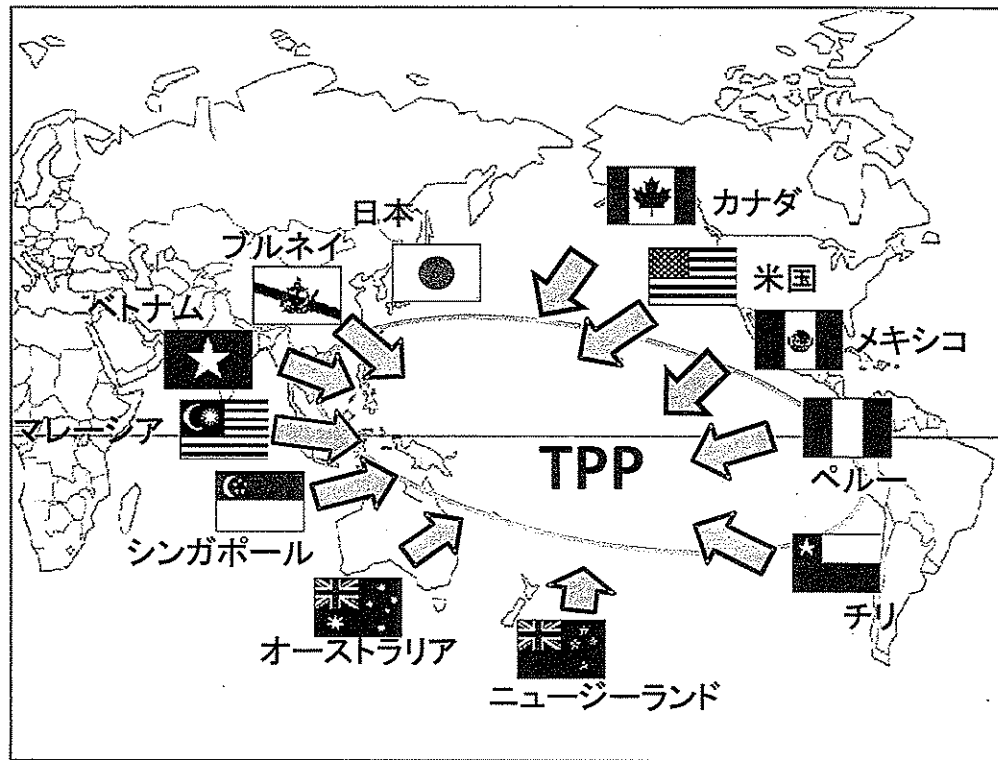
自動車関係税の税収の推移

(千億円)



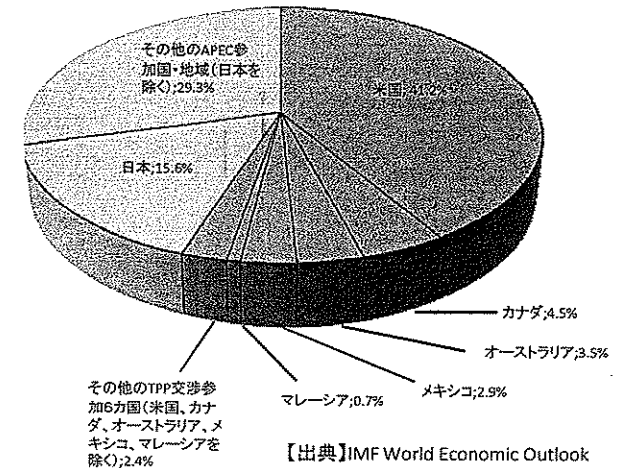
(備考) 1 地方税の計数は、超過課税及び法定外税を含まない(地方財政計画ベース)のものであり、決算額である。
 2 国税の計数は、「税制主要参考資料集」(財務省主税局)によるものであり、決算額である。

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の概要



APEC全体のGDPにTPP交渉参加国が占める割合(2010年)

TPP交渉参加国 : 55.2%
 その他のAPEC参加国・地域 : 44.8%



【出典】IMF World Economic Outlook Database, April 2012

- 2006年 シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成る「P4」が発効。
- 2008年 9月 米国が交渉開始意図表明。
- 2010年 3月 米、豪、ペルー、越を加え8カ国で交渉開始。
- 同 10月 マレーシアが交渉参加。計9カ国に。
- 2011年 11月 日本、カナダ、メキシコが交渉参加に向けた協議開始の意向表明。
- 2012年 10月 メキシコ、カナダが交渉参加。計11カ国に。

※タイ、フィリピン、台湾等の国・地域も関心を示しており、中国もTPPについて「開放的な態度」とし、将来的な参加の可能性を排除していない。

日米協議の合意の概要（平成25年4月12日 内閣官房TPP政府対策本部）

- 1 日本が他の交渉参加国とともに、「TPPの輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとともに、日米両国が経済成長促進、二国間貿易拡大、及び法の支配を更に強化するため、共に取り組んでいくこととなった。
- 2 この目的のため、日米間でTPP交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定。
対象分野：保険、透明性／貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置¹ 等
- 3 また、米国が長期にわたり懸念を継続して表明してきた自動車分野の貿易に関し、
 - (1) TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定。
対象事項：透明性、流通、基準、環境対応車／新技術搭載車、財政上のインセンティブ 等
 - (2) TPPの市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおける米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認。
- 4 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティが両国にあることを認識しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組むことで一致。

以上

¹ 日本及び米国は、世界貿易機関(WTO)の衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。